

フィリピン国立銀行と通貨制度の再建

—一九二二—二七年—

永野善子

はじめに

本稿は、第一次世界大戦直後にフィリピンで発生した深刻な金融危機を植民地政府がどのように乗り越えていったのか、とくにフィリピン国立銀行 (Philippine National Bank) の再建と枯渇した通貨基金の復興に焦点をあてて、そのおもな道筋を明らかにすることをその目的とする。

フィリピン国立銀行は、一九一六年二月の国立銀行法 (National Bank Act) のもとで設立され、同年五月に発足した政府系銀行である。フィリピンでは通貨体制として金為替本位制 (gold exchange standard) を維持するために、一九〇三年に金本位基金 (Gold Standard Fund) と銀証券準備 (Silver Certificate Reserve, 一九一八年にこの二つが通貨準備基金 [Currency Reserve Fund] に一本化された) が設けられた。一九一七年にフィリピン国立銀行ニューヨーク支店が開設されると、これらの通貨準備の大半が同支店のもとに預託されるようになったが、一九一八年末

までにその大部分が為替操作によってマニラ支店に移管され、輸出向け農産物加工業や輸出業者への巨額融資資金として流用された。このため、たちまち通貨準備が枯渇し、フィリピン国内では急激なインフレーションが起きた。さらに第一次世界大戦直後の一次産品価格の暴落によって融資先の諸企業が大打撃を受け、一九一九～二二年に国立銀行の財政状況は極度に悪化し取り付け寸前の状態に陥ったのである。⁽¹⁾ こうして第一次世界大戦直後のフィリピン国立銀行の経営破綻は、アメリカ植民地支配のもとでフィリピン政府が経験した最大の金融危機となった。⁽²⁾

フィリピン国立銀行の経営危機と通貨準備の枯渇は、フランシス・バートン・ハリソン (Francis Burton Harrison) 総督の在任中 (一九一三～二二) に生じた重大事件であった。同総督の時代には、フィリピン政府の行政機構や経済組織のフィリピン化 (Filipinization) が促進され、フィリピン人エリート層により大きな自由と自治に対する決定権が与えられた時期である。しかし、フィリピン国立銀行の経営危機と通貨準備枯渇によってフィリピン政府財政が混乱したことなどの責任をとって、一九二二年三月にハリソン総督は辞任し、その後、総督職は半年以上も空席となったが、同年一〇月にレナード・ウッド (Leonard Wood) が総督に就任した。ウッド総督のもとでは、フィリピン人が享受する自治権に対して一定の制限が加えられるなど、ハリソン総督期のフィリピン化に逆行する政策がとられる一方、国立銀行の再建と通貨制度の建て直しのため諸策が講じられたのである。

本稿では、まず、フィリピン国立銀行の経営危機と通貨準備枯渇の原因を明らかにし、ついで、ウッド総督期に試みられたフィリピン国立銀行と通貨制度再建策の特徴を、元国立銀行総裁ベナンシオ・コンセプション (Venancio Concepcion) の逮捕、通貨法再改正をめぐる論議、そして統制委員会 (Board of Control) の廃止の三つの角度から議論する。そしてこれらの一連の諸政策とフィリピン化政策への修正との関連を探ることにしたい。

一 フィリピン国立銀行の経営危機と通貨準備枯渇の原因

フィリピン国立銀行では、ニューヨーク支店のもとに預託されたフィリピン政府の通貨準備が輸出向け農産物加工業や輸出業者への大型融資に回されたため、一九一八末までに通貨基金が枯渇し、フィリピン国内で急激なインフレーションが引き起こされた。フィリピン国立銀行はどのようにして「通貨準備を融資に流用する」ことができたのであろうか。

中央銀行をもたない植民地フィリピンでは、フィリピン財務省管理下の通貨準備の多くがアメリカに預託され、さらにその大半が、政府系銀行たるフィリピン国立銀行ニューヨーク支店のもとに預託されるようになった。通貨準備は、為替の売却と貿易収支の決済上きわめて重要な役割をもっており、為替の売却と通貨準備の管理は、法律上、フィリピン財務省財務局の仕事とされていた。このため、たとえ通貨準備の大半がフィリピン国立銀行に預託されているとはいえ、国立銀行自身の裁量のみで政府の為替を売却することは明らかな違法行為であり、為替売却にあたってはフィリピン財務局長の承認が必要であった。ところが、通貨準備が国立銀行ニューヨーク支店のもとに預託された結果、法律上フィリピン財務省が行なうべき為替管理業務が、あたかもフィリピン国立銀行へと移管されたがごとくの現象が起きたのである。しかし、国立銀行のもとで為替が売却されたとしても、フィリピン財務局もしくは国立銀行が、ニューヨークで為替売却によって得たと同額の通貨量を、フィリピン国内の通貨流通から

引き上げていれば、為替売却資金が国立銀行の融資金として流用されることはなかったはずである。ところが、現実には、通貨法の規定にしたがって通貨流通量が減少しなかったことにより、フィリピン国内で急激なインフレーションが引き起こされる一方、フィリピン政府はニューヨークで預託していた通貨準備の大半を失ったのである。⁽³⁾したがって、一九一九〜二二年のフィリピン国立銀行の経営危機と通貨準備の枯渇は、通貨準備に関する法律規定が遵守されなかったことを基本的要因とみることができよう。とすると、次に問題となる点は、だれが（あるいはどの機関が）、それぞれの段階で、どのようなかたちで通貨準備に関わる法律規定に違反したのかということになる。この点については、三つのシナリオが考えられる。

第一は、フィリピン国立銀行がフィリピン財務省財務局の承認を得て為替操作したというシナリオである。この場合、為替売却行為が適切であったか否かについての最終的責任は、財務省財務局が負うことになる。第二のシナリオは、国立銀行がフィリピン財務局の承認を得ることなく、独自の判断で為替操作したというものである。この場合、国立銀行が第一義的責任を負うことになるが、同時に、フィリピン財務局は通貨準備の管理を行なう法的義務を負うことができなかつた点でその責任を完全に回避することはできない。第三のシナリオは、フィリピン財務局と国立銀行との間のほぼ暗黙の了解のもとで、違法な為替操作を「違法行為」とは認識せずに行なったというものである。米国国立公文書館が所蔵する膨大な一次資料を渉猟した結果、筆者は、第三のシナリオのもとで通貨準備の管理に関わる違法行為が行なわれ、ついに通貨準備の枯渇という由々しき事態にまで発展した可能性がきわめて高いとの見解をもつにいたった。その理由は、一九一九〜二二年の金融危機が発生した当時のフィリピンの通貨法やフィリピン国立銀行法の規定にはさまざまな不備があり、違法な為替操作や通貨準備管理が行なわれてもそれ

を未然に防ぐ手だてに欠けていたことにある。

フィリピン政府は、財政支出の拡大のなかで、一九一〇年代初頭から金本位基金の一部を公共事業や製糖会社などに貸付けできるように法改正を行なった。この結果、一九一七年にはすでに金本位基金総額一四〇〇万ペソ弱のうち約八割が貸付・投資資金へ流用されていた。⁽⁴⁾ さらに、一九一八年になると通貨法が改正され、金本位基金と銀証券準備が一本化されて通貨準備基金となった。この結果、通貨準備基金は、合衆国ドルに対するペソの為替安定基金としての金本位基金の機能と、国内で流通する財務省証券 (Treasury certificate) の信用基金としての機能の双方を備えることになった。金本位基金と銀証券準備が一本化された通貨準備基金の規模は拡大した。一九一八―一九年にその総額は一億二二〇〇万ペソ前後相当にのぼり、そのうちの七割弱が国立銀行ニューヨーク支店に預託されていたのである。⁽⁵⁾

しかし、金本位基金と銀証券準備の統合には大きな落とし穴があった。なぜなら、フィリピンの通貨制度は、金為替本位制のうえに成り立っていたからである。すなわち、フィリピンでは、金を基礎としてペソを通貨単位とする銀通貨を使用し、その銀通貨を合衆国通貨ドルとリンクする制度が導入された。つまり、金為替本位制とは、国内的には銀本位制をとりつつも、その銀貨の価値は、ほかの金本位国で通貨の価値基準とされた金貨を基準として定められていた。このため、フィリピンでは、ペソの為替安定のための金本位基金と、政府が発行する証券 (当初は、銀証券 [silver certificate]、一九一八年から財務省証券 (前出)) の通貨準備基金としての銀証券準備との、別個の機能をもつ二つの通貨基金を必要としたのである。⁽⁶⁾

したがって、別個の機能をもつ二つの通貨基金をひとつに統一して円滑な機能を果たすためには、新たな通貨準

備基金のなかで貸付・投資に流用される部分を限定し、従来、銀証券準備として、他の目的に流用されることのない部分を通貨準備として慎重に維持しておくことが必要であった。つまり、従来の銀証券準備に相当する額は、銀証券への兌換準備として極力流用を避け、為替安定基金の不足を補う役割にとどめておくべきであった。ところが、前述のように、一本化された通貨準備基金の大半がフィリピン国立銀行ニューヨーク支店にドルで預託されていたため、それが旧来の金本位基金とほぼ同一視されてしまった。この結果、当時、一次産品加工業に大型の融資を必要としていた国立銀行は、瞬く間に通貨準備を流用し、ニューヨークで売却した為替相当額をほぼそのままフィリピン国内でペソとして流通させ、急激なインフレーションを引き起こしたのである。⁷⁾

こうしてみると、一九一九～二二年に発生した金融危機の原因として、第一に、一九一八年の通貨法改正に大きな問題があったこと、第二には、通貨準備を管理する立場にあったフィリピン財務省財務局がその義務を怠った可能性が高いこと、第三には、フィリピン国立銀行幹部が通貨準備を意図的に大型融資に流用したと思われること、そして第四には、通貨準備を民間企業に対する大型融資に流用するという行為を容認する土壌が当時のフィリピン政治・行政組織のなかで育成されていたこと、などを挙げることでできよう。以下では、上記四点のうち、第二点を除く三つの角度から、フィリピン政府がどのようにしてフィリピン国立銀行の経営破綻と通貨準備の枯渇問題を解決していったのかを分析することにした。⁸⁾

二 元国立銀行総裁V・コンセプシオンの逮捕

一九一九年五月に、アメリカ本国におけるフィリピン政府の監督・統括機関である、米国陸軍省島嶼地域担当局 (Bureau of Insular Affairs, BIA) は、フィリピンの通貨準備基金の枯渇問題とフィリピン国立銀行の巨額融資との因果関係についての事実究明に乗り出していた。⁽⁹⁾ 島嶼地域担当局は、同年夏にフランシス・コーツ・ジュニア (Francis Coates, Jr.) を団長とする調査団をマニラに派遣し、一九二〇～二一年にかけて三つの未刊行調査報告を提出し、国立銀行の乱脈経営や通貨準備基金の枯渇問題の実態とその原因の究明に努めた。⁽⁹⁾ ついで国立銀行の巨額融資の実態については、ハスキンス&セルズ社 (Haskins & Sells) が調査を行ない、⁽¹⁰⁾ 通貨準備基金の枯渇問題については、国立銀行の特別調査官として調査を行なったベン・F・ライト (Ben F. Wright) が一九二一年八月に覚書を著した。⁽¹¹⁾ また、ライトは一九二二年一月にその後の調査報告をも加えて、フィリピン金融危機の実態とその原因についての見解をまとめた。⁽¹²⁾ そして一九二三年二月には、金融危機に関するフィリピン政府の公式見解がウッド総督によってフィリピン立法議会で表明されたが、それはおもにライトが二二年一月にまとめた報告にもとづくものであった。⁽¹³⁾

こうしてフィリピンの金融危機に関する実態とその原因についての究明が進む一方、金融危機を起こした関係者の法的責任追及が行なわれた。ワシントンの島嶼地域担当局では、一九一九年五月にフィリピン国立銀行に預託されていた通貨準備基金が枯渇するという事態が発生した事実をつかんだ直後から、フィリピン政府の通貨管理体制に大きな問題があったことを察知していた。その後、島嶼地域担当局とフィリピン総督府はこの問題の対処をめぐつ

て夥しい数の電報を取り交わすことになるが、フィリピン社会で公然とこの事実が議論されることはなかった。事実を明らかにするには問題があまりに複雑かつ深刻であり、政府が事実をありのまま公表することは、直ちにそれが政府高官や銀行関係者の責任問題に発展することを意味していたからである。

しかし、フィリピン国立銀行の経営難や通貨危機の事実がフィリピンの政財界でしだいに流布されるようになり、一九二〇年一月には、フィリピン国立銀行のさまざまな不正融資の責任をとって同行第三代総裁のベナンシオ・コンセプションが辞職した。⁽¹⁴⁾ さらに一九二二年三月にハリソン総督が辞職し、同年五月にフィリピンの政治経済情勢とフィリピン政府の統治能力に関する調査を実施するために、ウッド・フォーブス使節団 (Wood-Forbes Mission) がフィリピンに派遣された。この使節団派遣中に、フィリピンの金融危機問題は、フィリピン政府およびその監督・統括機関である米国陸軍省島嶼地域担当局の通貨管理体制上の問題から遊離して、フィリピン国立銀行の経営破綻問題としてクローズアップされ、その責任の矛先は、フィリピン人の同行幹部や有力政治家に向けられるようになったのである。⁽¹⁵⁾

一九二二年六月二三日に元国立銀行総裁のコンセプションが国立銀行法違反のかどで逮捕されるにいたったが、コンセプション元総裁の逮捕は、一九二二年に発足したアメリカのハーディング政権が、フィリピン金融危機の法的責任問題を、あくまでフィリピン人関係者の問題として処理しようとしていたことを如実に物語る事件であった。それでは、コンセプションはいかなる罪で逮捕されたのだろうか。

米国立公文書館には、元国立銀行総裁コンセプション逮捕関連の資料が何点か所蔵されている。そのうち、フィリピンで発行された新聞 (スペイン語) の英訳三点から、コンセプション逮捕に対する批判的論評やコンセプシオ

ン逮捕直後の状況と起訴事実の概要などを知ることができる。ついで、官報の切り抜きは、コンセプションに対する三つの裁判とそれに対する判決内容を伝えている。他方、出獄後にコンセプションは手記を著し、彼自身の立場から国立銀行経営を分析し、かつ同行の経営破綻に対する弁明を行なっている。以下、おもにこうした資料にもとづいて、コンセプション逮捕問題の一端に接近することにしよう。

まず、コンセプション逮捕直前の一九二二年六月二〇日に、マニラの日刊紙『エル・イデアル』(El Ideal)は、「コンセプション将軍が国立銀行総裁として行なったこと」という見出しで、国立銀行の経営問題の責任をすべてコンセプションになすりつけることに対して、つぎのような批判的論陣を張っていた。

「この損失に対する責任はだれに課せられるべきなのか。コンセプションが国立銀行の経営トップの座に就いていたとき、金準備が完全に枯渇状態に陥った。国立銀行はこの問題でもっとも痛烈に攻撃された機関である。最も困惑するのは、こうした攻撃が十分な配慮や思慮なく行なわれたことであり、批判的文筆家は銀行の実態に熟知してるか否かについて認識していないのである。フィリピン人がこの機関のトップにいると知るやいなや、こうした攻撃は新たな力をもって行使されるようになり、さらに彼らはこのフィリピン人が民族主義者だとみると、こうした傾向に一層の拍車をかけたのである。…」

フィリピン人の国立銀行総裁とフィリピン人による経営管理があらゆる非難の関心を集め、それゆえに彼は非難の的となった。⁽¹⁷⁾」

このような抗議にもかかわらず、コンセプシオンは六月二三日に逮捕され、翌日発行された日刊紙『ラ・バンガルディア』(La Vanguardia)は、その様子を以下のように伝えていた。

「元国立銀行総裁ベナンシオ・コンセプシオン起訴。午後九時半逮捕、翌朝二時仮釈放。コンセプシオンは違法な手段によって国立銀行から七五万ペソを融資したかどで告訴される。…」

「逮捕時間が」昨日夕刻であったため、被疑者は保釈金二万ペソのうち五〇〇〇ペソだけを支払ったとの噂があるが、これはまったく根拠がない。…保釈金はコンセプシオンの自己資金である。…」

コンセプシオン氏に関わるこの周知の事件との関連で、会計検査官ノルティング (Noling) がほかの問題も合わせて調査しており、それらもまた「マニラ」市検事のもとに送られることになろう。⁽¹⁸⁾

さらに、同年六月二五日付の日刊紙『エル・コメルシオ』(El Comercio)でも、コンセプシオンの逮捕を、「銀行問題での最初の逮捕」という見出しで、センセーショナルに報じている。この記事でも、やはり論調はコンセプシオン擁護である。多額の政府公金が失われたのは事実であり、それほどの大事件が起きたとするならば、その最終責任は、事件発生当時のフィリピン政府の最高責任者、すなわちフィリピン総督の地位にあったフランシス・バートン・ハリソンが負うべきなのではないかとの主張が繰り返された。⁽¹⁹⁾ こうして、コンセプシオン逮捕は、当初から、きわめて政治的色彩の濃い事件となった。⁽²⁰⁾

一九二三年六月二三日付の『ラ・バンガルディア』が示唆したように、コンセプシオンは複数の問題で嫌疑をか

けられて起訴された。米国立公文書館が所蔵する官報の切り抜き記事は、コンセプション関連の三つの裁判の最高裁判決の内容を伝えている。

第一の裁判は、上述のように『ラ・バンガルディア』が報じた、七五万ペソの違法融資についてであった。その起訴内容は、コンセプションが国立銀行総裁のときに、彼自身が四〇%の株式を保有していた製糖会社、ビナルバガン・エステート社 (Binabagan Estate, Inc.)⁽²¹⁾ に対し、同企業の無担保約束手形を担保として、個人的に七五万ペソを融資したが、これは法律第二七四七号第三五項⁽²²⁾に違反するものである。この裁判では一九二二年八月一五日に最高裁で有罪判決が下され、最低一万ペソの罰金もしくは五年未満の懲役、あるいは罰金・懲役の双方が課せられた。⁽²³⁾

第二の裁判の起訴内容は、コンセプションが、国立銀行重役会の承認なしにフィリピン・ベジタブル・オイル社 (Philippine Vegetable Oil Company)⁽²⁴⁾ に対して七二万五〇〇〇ペソの融資を行ない、その融資金が回収されておらず、これは法律第二七四七号第一七項⁽²⁵⁾に違反するものである。この最高裁判決は一九二二年九月一日に下され、コンセプションは、この裁判では証拠不十分として無罪となった。⁽²⁶⁾

第三の裁判では、親族が所有し経営する会社に対してコンセプションが十分な担保の裏づけなくして三〇万ペソを融資するという便宜をはかったことが、法律第二七四七号第三五条に抵触するか否かが問われた。一九二二年一月二九日の最高裁判決では、上記の第一の裁判と同様有罪とされた。⁽²⁷⁾

その後二年半以上の経過した一九二五年六月二五日付の日刊紙『マニラ・ブレットイン』(Manila Bulletin)によれば、コンセプションは前日の二四日にマニラのビリビッド (Bilibid) 刑務所から釈放された。そして、ようやく自由の

身になった彼は、これから手記を著し、国立銀行の経営やその経営破綻に対するみずからの見解を明らかにすると
の声明を発表したのである。⁽²⁸⁾

コンセプシオンの手記は、『フィリピン国立銀行の「悲劇」』(“La Tragedia” del Banco Nacional Filipino)として
一九二七年に出版された。この手記は本文と巻末の付録資料からなる一二〇頁弱の小書である。本文は一〇章で構
成され、ここでコンセプシオンは、国立銀行設立の経緯、同行要職のフィリピン化(すなわち同行の主要ポストに
フィリピン人が就くようになったこと)に対する説明、コンセプシオンが総裁に就任するまえの同行の経営状況、
コンセプシオン総裁のもとでの同行の経営とそれに対する批判、コンセプシオンの辞任とアメリカ人E・W・ウィ
ルソン(E.W. Wilson)の総裁就任、国立銀行の経営破綻の責任の所在、金本位基金の枯渇、上海支店の損失問題、
製糖会社に対する過剰融資、そして裁判についてみずからの見解を表明している。⁽²⁹⁾ 各章ともきわめて興味深い記
述がなされているが、ここでは、とくに国立銀行の経営破綻の責任の所在と裁判に関するコンセプシオンの見解に
焦点をあてて議論を進めることにしたい。

コンセプシオンは、第六章で国立銀行の経営破綻の責任の所在について言及しているが、そこで銀行経営の破綻
の責任がフィリピン人にのみに帰されることに強く反発している。彼は、とりわけアメリカ人J・エルマー・デイ
レイニー(J. Elmer Delaney)に批判の矛先を向けている。

それによると、デイレイニーは、かつてニューヨークの熟達した銀行員であったが、国立銀行重役会に抜擢され
て同行副総裁として銀行業務を統括し、とりわけ同行の外国為替部は完全に彼の統率下に置かれた。彼はニューヨー
クやロンドン向けのマニラ麻の輸出、とりわけ、G・マルティニ社(G. Martini, Ltd.)、フィリピン・ファイバー

& プロドゥース社 (Philippine Fiber and Produce Co.)、U・デ・ポリ社 (Ude Poli) に関わるすべての為替関連書類を彼自身の裁量で処理していた。デイレイニーは第一次大戦中に輸出価格が高騰した時期に相当な規模に達したマニラ麻の輸出業務に関わっていたため、第一次世界大戦終結後価格が急落すると、早速ニューヨークに飛び、市場に滞留していたマニラ麻の処理に奔走したのである。しかし、そのとき状況は由々しき状態に達しており、救済措置を講じることが到底無理であった。上記の輸出業者は倒産し、国立銀行は多大の損失を被ることになった。ここで注目すべきことは、このときデイレイニーはまだニューヨークにいたが、彼は国立銀行を辞職してフィリピン諸島銀行 (Bank of the Philippine Islands) 副総裁に就任し、国立銀行で発生したマニラ麻輸出業務その他に関わる問題に対し一切の責任を回避したことである。デイレイニー辞職後、輸出業務はほかの二人のアメリカ人が引継いだので、国立銀行の経営問題が深刻化した一九一九年三月末までコンセプションは、同行の一般業務に直接関係していなかったと主張するのである。³¹⁾

さらに第一〇章で、コンセプションは彼にかけられたさまざまな嫌疑に対する弁明を行なっている。コンセプションによれば、彼は四つの事件で告訴された。そのうち二つは、国立銀行重役会役員が同行から直接もしくは間接的に融資を受け取ることを禁じた国立銀行法違反に関わるものである。これは、すでに官報の切り抜き記事から紹介した三つの裁判のうち、第一、第三の裁判にあたる。残り二つのうち、ひとつは上記の第二の裁判にあたるもので、コンセプションはこの裁判では無罪となった。最後のひとつは、公金横領の罪で告訴されたものだが、この裁判でも無罪判決が下された。³²⁾ したがってコンセプションは二つの裁判で有罪となり服役したことになる。手記の付録資料によれば、彼の服役期間は三年六カ月に及んだのである。³³⁾

コンセプションは第一〇章の最後で手記を終えるにあたり、国立銀行の経営破綻は複雑かつ相互に錯綜した問題が幾重にもからみあって起きたものであり、たんにひとりの人間が仕組んでできるような単純なものではないことを強調している。彼はいう。「：銀行家フランシス・コーツ・ジュニア（前出）によると、彼が発見した国立銀行経営上の失態は、「このとき」はじめて生み出されたものだけでなく、四年間の営業中に蓄積されたものでもあるとしている。このことは、私が同行の経営に携わったとき、同行の問題がきわめて深刻であることを知ったという事実を説明するものである³⁴、と。

コンセプション逮捕事件は、一九一九～二二年のフィリピン金融危機の主要な要因となった国立銀行の経営破綻の責任を、同行経営上の構造的問題としてではなく、彼の銀行家としての資質の欠如に転化した事例といえよう。なお、国立銀行経営破綻に関連した逮捕者はコンセプションだけではなく、副総裁兼副総支配人、外国為替部長、同副部長、金銭出納係副主任、イロイロ支店長、アパリ支店長（自殺）の銀行幹部に限らず、一般行員にまで及んだ³⁵、という。

三 通貨法再改正をめぐる論議

コンセプションを筆頭とする国立銀行関係者の一連の逮捕によって、金融危機の社会的責任問題がフィリピン国内で処理されていくなかで、通貨準備枯渇を招く大きな要因となった通貨法の欠陥を改革する準備も進められて

いった。しかし、その主要な担い手は、フィリピン政府ではなく、米国陸軍省島嶼地域担当局であった。

前述のように、島嶼地域担当局は、フィリピンの通貨準備基金の枯渇問題とフィリピン国立銀行の巨額融資との因果関係について事実を究明にすべく、一九一九〜二二年に調査団や調査官たちを派遣した。その結果提出された調査報告は六つあり、⁽³⁶⁾すべて未公開とされたが、筆者の資料調査の結果、これらの調査報告は現在、米国立公文書館、米国議会図書館、プリンストン大学図書館に所蔵されていることがわかった。この六つの未刊行調査報告は、一九一九〜二二年のフィリピン金融危機の原因を説明するうえで、いわばその中核をなすべき貴重な資料であるが、管見の限り、既存の研究では、この六つの未刊行調査報告をすべて渉獵してこの金融危機の真相に迫ったものはない。⁽³⁷⁾

そこで新たに筆者がこの六報告を点検したところ、通貨準備枯渇問題を構造的に説明しようと試みた報告は、一九二一年のコーツ報告と同年のライト報告であった（以下、この二報告をそれぞれ「一九二一年コーツ報告」、「一九二一年ライト報告」と略記⁽³⁸⁾）。島嶼地域担当局は、主としてこの二つの報告から、フィリピン政府の通貨準備基金の枯渇問題とフィリピン国立銀行への同基金預託との因果関係を、二つの法的側面から、すなわち、第一に、フィリピン国立銀行の政府通貨準備預託機関としての法的根拠に関わる問題から、そして第二には、金本位基金と銀通貨準備の統合の背景としての銀証券の性格の変化から説明する必要に迫られたのである。

1. フィリピン国立銀行の政府通貨準備預託機関としての法的根拠

この問題に対してきわめて鋭い指摘をしたのが、「一九二一年コーツ報告」である。同報告の内容は、その表題

「フィリピン諸島財務局長の金本位基金および通貨準備基金業務に関するアメリカ合衆国陸軍長官閣下(ワシントン、DC)への報告書——フィリピン諸島におけるフィリピン国立銀行業務との関連で」からもわかるように、通貨準備基金の枯渇と国立銀行業務との関係について真正面から解明に取り組んだ意欲的な報告書である。全文一〇七頁からなるが、とくに章や節をもうけずに、一息に議論を進めているところにこの報告書の特徴のひとつがある。

コーツ自身がいみじくも述べているように、彼に課された課題は、「どのようにして「金本位もしくは通貨準備」基金の流用が可能となったのか、どのようにして基金が財務局長の統制から逸脱していったのか、基金はどのように投資されたのか、そして、もしできれば、こうした流用や間違った利用——ここでいう間違った利用とは、本来、フィリピン諸島財務局長の指令と統制のもとにおかれ、「フィリピン通貨の」担保預託金として保持されるべき基金が、銀行によって融資や投資そして貸付に回されることを意味する——の責任所在を明らかにするために業務全体にわたる調査を行なうことであつた」⁽³⁹⁾。

この課題に応えるべく、コーツが大きな関心を向けたのが、「フィリピン国立銀行の政府通貨準備預託機関としての法的根拠」である。コーツはこの点について議論を進めるうえで、法律第二七一一号「一九一七年フィリピン行政法 (Administrative Code of the Philippines)」およびその改正法 (法律二七七六号) と法律第二六一二号「国立銀行法 (National Bank Act)」および同改正法 (法律第二七四七号) の二つの法律に注目する。

一九一七年フィリピン行政法では、会計検査局の業務を規定した第二六章の第七条第六二五項において、フィリピン政府資金の預託に関し次の規定が設けられた。

「第六二五項 総督もしくは陸軍長官による預託機関の指定。総督はフィリピン諸島の銀行もしくは金融機関を、そして陸軍長官は合衆国の同様の機関をフィリピン諸島政府の預託機関として指定することができる。ただし、同機関は、良好な財務状況にある十分な証拠を提出し、担保として、島嶼財務局もしくはワシントン島の島嶼地域担当局に合衆国国債もしくはフィリピン諸島政府公債、あるいはその他債券や証券を保有しなければならぬ。それらは、預託機関指定担当官が満足し承認したもので、なおかつ彼が義務づけた金額に達していなければならぬ。」⁽⁴⁰⁾

この規定によれば、アメリカにおける銀行がフィリピン政府の通貨準備基金を預託するためには、米陸軍長官の許可が必要とされていたことになる。なお、同じく、「一九二二年コーツ報告」を引用しながら、この問題について詳細な検討を行なったジョージ・F・ルースリンガー (George F. Luthringer) が指摘するように、法律第二六〇三号によって、フィリピン総督がアメリカにおけるフィリピン政府の預託機関を「フィリピン財務局支局」として指定する権限をもつことになった。⁽⁴¹⁾ したがって、アメリカにおける金融機関がフィリピン政府の通貨準備基金を預託するためには、まず、米陸軍長官によるフィリピン政府の預託機関指定認可を得たうえ、フィリピン総督によるフィリピン財務局支局指定認可を受けるという二重の法的手続きを踏まねばならなかったのである。さらにコーツが問題提起したことは、一九一三年のアメリカ連邦準備制度確立後、フィリピン政府預託機関資格は連邦準備制度加盟銀行だけに限定された点である。⁽⁴²⁾ 連邦銀行法第一五項には、以下の規定があったからである。

「第一五項 …… フィリピン諸島の公的基金は、…… 合衆国大陸部において、この法律によって確立された制度に所属しない銀行に預託することはできない。⁽⁴³⁾」

他方、コーツが指摘するように、一九一六年の法律第二六一二号（国立銀行法）およびその一九一八年改正法（法律第二七四七号）でも、政府資金の預託に関する規定が盛り込まれていた。⁽⁴⁴⁾

「第一九項 フィリピン国立銀行はここにフィリピン中央政府および州・町政府、郵便貯蓄銀行、組合、企業、個人の資金の預託を受ける権限を付与される。そして、ここに上記の中央、州、町政府は国立銀行にその資金を預託することが義務づけられる。同行の預金に対する利子は年間四%を上限とする。しかしながら、その条件として、総督が他行への公的預金が公共利益にかなうと判断したときはいつでも、総督が適当とみなす条件のもとでそれを取り行なう権限をここに付与される。⁽⁴⁵⁾」

そして法律第二七七六号では、上記の条項には変更は加えられなかったが、フィリピン政府財務局の業務を規定した第四章が大幅に改正された。改正条項のなかで、コーツが注目したのは、第七条通貨準備基金の第一六二四項のなかの、フィリピン国立銀行の通貨準備基金預託について規定した次の一段落である。⁽⁴⁶⁾

「第七条 通貨準備基金

第一六二四項 …通貨準備基金はマニラの財務局に預託されるか、もしくはその一部が、総督の裁量と財務長官の提言によつて、総督が認めた条件のもとで、合衆国のフィリピン財務局支局に預託することができる。この結果、総督は、財務長官の提言のもとに、連邦準備制度加盟銀行のなかからフィリピン財務局支局としてふさわしいとみなされるものを、合衆国におけるフィリピン財務局預託機関として指定することができる。しかしながら、その条件として、合衆国のフィリピン国立銀行支店を例外として、合衆国のいかなる預託機関も一機関で通貨準備基金の二五%以上を預託してはならない。⁽⁴⁷⁾」

つまり、フィリピン国立銀行法の規定にしたがうと、同行ニューヨーク支店は、フィリピン総督と財務局長の忠言のもとに、「フィリピン財務局支局」として、フィリピン政府の通貨準備預託機関の機能を果たすことができたことになる。ところが、フィリピン行政法の規定によれば、前述のように、アメリカにおける金融機関がフィリピン政府の通貨準備基金を預託するためには、まず、米陸軍長官によるフィリピン政府の預託機関指定認可を得たうえで、フィリピン総督によるフィリピン財務局支局指定認可を受けるという二重の法的手続きを踏まねばならなかった。また、アメリカ連邦準備法によれば、フィリピン政府預託機関資格は連邦準備制度加盟銀行だけに限定されており、アメリカ連邦準備制度に加盟していないフィリピン国立銀行が、アメリカでフィリピン政府資金を預託することは、アメリカ連邦準備法にも違反することになる。さらに、コーツによれば、国立銀行ニューヨーク支店の預託業務は、ニューヨーク銀行法における外国銀行支店業務制限にも抵触するものであった。⁽⁴⁸⁾

こうしてコーツは、国立銀行法におけるフィリピン政府の通貨準備基金預託に関する規定とフィリピン行政法や

アメリカ連邦準備法の規定との間の齟齬をつきとめ、「フィリピン国立銀行の政府通貨準備預託機関としての法的根拠」が曖昧なまま、国立銀行ニューヨーク支店に多額の通貨準備基金が預託されるようになった事実を執拗に追及するのである。とりわけ、一九一八年の国立銀行法の改正は、上述のように、国立銀行ニューヨーク支店に対して政府の通貨準備預託機関として特別の地位を与えるものであり、同改正法のもとで、それまでアメリカの連邦準備制度加盟銀行に預託されていたフィリピン政府の通貨準備基金が国立銀行ニューヨーク支店に移された。コーツは、アメリカの民間銀行から国立銀行ニューヨーク支店に通貨準備預金を移すための国立銀行マニラ本店とニューヨーク支店とのやりとりやその許可を得るためにフィリピン財務局長が総督に宛てた手紙など夥しい資料⁽⁴⁹⁾にもとづき議論を進め、さらに為替操作によってマニラに移管され、マニラ麻の輸出取引、製糖会社やココナツツ油会社への巨額融資資金として流用された事実を詳細に示すことになる。⁽⁵⁰⁾

この結果、コーツは、国立銀行ニューヨーク支店に預託された通貨準備基金の枯渇は、たんに国立銀行や財務局の数人の関係者による行為によって引き起こされたものではなく、フィリピン行政機構の中枢に位置する多数の政府高官がからんだ一大疑獄であるとの結論を導き出すにいたるのである。⁽⁵¹⁾

2. 金本位基金と銀通貨準備の統合の背景としての金為替本位制の変質

この問題について明快な議論を展開しているのが、前述の「一九二二年ライト報告」である。このベン・F・ライトの覚書の表題は、「フィリピン諸島における通貨制度の展開についての覚書——とくにその現状とフィリピン国立銀行との関連で」であった。本報告書は、本文六一頁と付録（統計資料四点）からなり、本文は一三章で構成

されている。本文では、二〇世紀初頭にフィリピンで導入された通貨制度である金為替本位制の基本的原理に触れたあと、金本位基金と銀証券準備の二つの通貨準備の特徴とその機能について議論し、さらに上記二基金を通貨準備基金として統合するにいたった背景を明らかにする。そして一九一八年の通貨法改正の内容を批判的に検討したうえ、同通貨法改正後から一九二一年前半にいたるフィリピン通貨準備制度混乱の実情を平明に解説し、その解決策を提言する。また、フィリピン国立銀行の経営問題にも言及し、その建て直しのための方策を提示しているのである。⁽⁵²⁾

ライトによれば、二〇世紀初頭にフィリピンに導入された金為替本位制の原理とは、国内で銀本位制をとる国が、諸外国との為替取引においては金本位制を基礎として自国通貨の安定をはかることにある。したがって、この通貨制度の安定的維持のためには、対外的に金本位制を維持するための通貨準備と、国内で銀本位制を維持するための通貨準備を別々に設けることが肝要であった。フィリピンでは、金為替本位制の通貨制度としての特徴を踏まえて、一方で、ペソの為替相場維持のために金本位基金を、他方において、政府が発行する銀証券を銀と兌換するための銀証券準備が設けられた。⁽⁵³⁾

しかし、金本位基金はしだいにフィリピン政府の貸付・投資資金として流用されるようになり、第一次世界大戦をまえにして政府は同基金の規模拡大の必要に迫られていた。また、銀証券準備は、当初、フィリピン政府がそれを銀で同財務局に預託することになっていたが、銀価格の高騰などの理由からそれが困難となり、銀ではなく合衆国金貨で、しかも政府資金の預託機関としてそれをアメリカの連邦準備制度加盟銀行に預託することができるようになった。一九一七年八月末までに銀証券準備の七五%がアメリカで預託され、政府発行の銀証券を銀と兌換する

ための基金という、当初の銀証券準備の役割が大きく偏向されたのである。ライトによれば、フィリピンの通貨管理に対し責任ある立場にあった役人たちは、こうした一連の措置がフィリピンの通貨制度それ自体の基本的性格を変える行為であったことを認識していなかった、⁽⁵⁴⁾ という。まさにフィリピンの通貨制度が岐路に立たされていたとき、通貨法が改正され、二つの通貨準備が統合され、その管理上の混乱から通貨準備枯渇という事態に陥ったのである。

したがって、この覚書におけるライトの一貫した主張は、第一次世界大戦直後にフィリピンが深刻な金融危機に見舞われたもつとも基本的原因は、その通貨制度の金為替本位制からの逸脱であり、しかも、その逸脱が通貨管理に対して責任をもつべき役人たちが認識することがなかったために事態はより深刻化した、というものである。こうした主張を裏づけるために、さらにライトは議論を進める。

ライトによれば、フィリピンの通貨基金はつぎのような段階を踏んでその役割が変化した。(1) 一九〇八—一一年、金本位基金の一部がマニラの民間銀行に預託される。(2) 一九一一年、金本位基金の半分が投資に流用できるようになる。(3) 一九一五年、金本位基金の八〇%が投資に流用できるようになる。(4) 一九一四年、米陸軍法務総監が島嶼地域担当局に対して示した見解にしたがって、銀証券準備がアメリカの銀行に預託できるようになり、その後、銀証券の性格が変化する。このような一連の措置は、ライトによれば、元来果たすべき目的以外に通貨基金を流用したいという強い要請があったことを示す同時に、金為替本位制によって確立されている基本的原理の本当の意義を、政府高官たちが理解することができなかつたことをも表しているのである。⁽⁵⁵⁾

一九一八年の通貨法改正(法律第二七七六号)によって、前述のように金本位基金と銀証券準備が通貨準備基金

として統合されたが、同時に銀証券が財務省証券と呼ばれるようになった。それまでは一九〇六年の規定により、銀証券準備の合衆国金貨での保有率の上限は六〇%と定められていたが、一九一八年の通貨法改正では、通貨準備基金の合衆国金貨での保有制限が撤廃され、同基金は、フィリピン財務局支局に指定されたアメリカの諸銀行に無制限に預託することができるようになった。そして、同基金の保有額は、財務省証券流通総額とフィリピン政府通貨の一五%を加えた額を下回ってはならないとされたのである。⁽⁵⁶⁾

一九一八年通貨法改正に対するライトの批判の要点は、つぎの二つであった。第一に、そもそも金本位基金と銀証券準備とはまったく異なる機能をもつ通貨基金であり、この二つを統合することは、フィリピンに導入された金為替本位制の基本的原理を維持することの意義を曖昧にしかねないことである。第二に、二つの機能をもつ通貨基金が統合されたにもかかわらず、その保有額が財務省証券流通総額とその他フィリピン政府通貨の一五%の合計にとどまっている。それまで銀証券準備の保有額は銀証券流通総額、そして金本位基金の保有額は政府通貨流通額の三五%と定められていたから、単純計算すると、改正法によって統合された二つの基金の保有額は、一九一八年改正法によって二〇%減額されたことになり、通貨基金の存立基盤がより脆弱となったことである。⁽⁵⁷⁾

ライトのこのような指摘には、いうまでもなく、ライト自身が考える、ありうべきフィリピンの通貨制度像が投影されていた。すなわちライトが理想とするフィリピンの通貨制度は、エドウィン・W・ケメラー (Edwin W. Kemmerer) が起草して一九〇三年に成立したフィリピン金本位法 (Philippine Gold Standard Act) に⁽⁵⁸⁾ 体现された、金為替本位制を厳格に維持することにあつた。こうしたライトの立場からすると、一九一八年通貨改正法は、一九〇三年の金本位法によって構築された金為替本位制からの逸脱の法認にほかならなかつた。

さらに一九二一年一月になると、通貨法は法律第二九三九号によってもう一度修正された。同法では、フィリピン国立銀行ニューヨーク支店に預託されていた通貨準備基金が枯渇状態になっていたことに鑑みて、フィリピン政府の在米預託機関はアメリカ連邦準制度加盟銀行に限定された。これによつて、フィリピン国立銀行の在米支店は通貨準備基金を預託することができなくなるという措置がとられたのである。⁽⁵³⁾

しかし、ライトがこの改正法で注目する点は、通貨準備基金の最低保有額の変更である。同基金の最低保有額は、前述のように、一九一八年改正法では、財務省証券流通総額とフィリピン政府通貨の一五%を加えた額以上とされていたが、本改正法により、財務省証券の流通額が一億二〇〇〇万ペソを超えないときはその六〇%、同額を超えたときはその一〇〇%とされたので、さらに準備基金の最低保有制限が緩和されたことになる。ライトは、通貨準備基金の最低保有制限の一層の引き下げは、財務省証券が銀の預託証券としての機能を放棄したことを意味すると主張する。そして、一九一八、二二両年の法改正によつて銀証券が財務省証券と名称を変えたにもかかわらず、フィリピン政府当局にはこの二つの証券の間の性格の相違に対する認識が欠如していたとライトは考えるのである。⁽⁵⁴⁾

ここでライトは、通貨制度の専門家としてアメリカで著名となったエドウィン・W・ケメラー（前出）が一九一八年一月にフィリピン下院議長に提出した提言書を引用する。ケメラーは、フィリピンの通貨制度が一九〇三年に導入された本来の金為替本位制から逸脱していった状況と二つの通貨基金統合への動きに憂慮して、この提言をまとめたものである。その提言とは、銀証券に代わつて、一〇〇%の通貨準備に裏づけられた紙幣（currency note）を導入し、紙幣の準備基金とは別に金本位基金（通貨流通量の二五%相当）を維持すべきであるというものであった。⁽⁵⁵⁾しかし、ケメラーのこうした提言はまったく無視され一九一八年の法改正にいたつたのである。

ライトの覚書は、まさに、上記のケメララーの議論をガイドラインとして、これまでのフィリピン政府の通貨政策を批判したものと見えよう。かくしてライトはこの覚書で、フィリピン通貨制度の建て直しのための提言として、第一に、一〇〇%通貨準備に支えられた紙幣の導入、第二には、金本位基金の復活、の二点を掲げたのである。⁽⁶²⁾

3. フィリピン総督府の決断

フィリピンでは、アメリカ植民地統治のもとで、二〇世紀初頭に軍政から民政に移行して以来、フィリピン総督府がたえずワシントンの島嶼地域担当局と密接な連絡をとりながら、植民地経営にあたってきた。米国議会図書館未刊行文書課所蔵のフランシス・バートン・ハリソン文書には、彼の総督時代に島嶼地域担当局と交わした電報の多くが日付順に整理されている。この膨大な電報を逐一点検すると、いかに総督府と島嶼地域担当局が植民地フィリピンの金融財政政策をめぐる多くの情報を取り交わし、また政策立案上、島嶼地域担当局がイニシアティブをとっていたかを知ることができる。⁽⁶³⁾ とりわけ二つの通貨基金の取り扱いについては、島嶼地域担当局とフィリピン総督府の連携はきわめて密であり、前者はすでに一九一四年頃から植民地財政上、銀証券準備を有効活用するための法改正の準備を進めていたのである。⁽⁶⁴⁾

一九一八年の通貨法改正による二つの通貨基金の統合は、長年、島嶼地域担当局が悲願としてきたものであり、その提唱者は同局長フランク・マッキンタイヤー (Frank McIntyre) であった。一九一九年にフィリピン国立銀行ニューヨーク支店の通貨準備基金の枯渇が発覚した当時、彼は陸軍参謀長補佐官の職にあり島嶼地域担当局の任務から離れていたが、問題の重要性からその対処にかかわることになった。さらに一九二〇年一月に島嶼地域担当局

長の地位に復帰すると、金融危機の原因究明に関する調査報告に目を通し、みずからの見解を米国陸軍長官やフィリピン総督府に送ったのである。マッキンタイヤーの一貫した見解は、前述の「一九二二年コーツ報告」や「一九二二年ライト報告」の見解と異なり、一九一八年のフィリピン国立銀行法の改正による同行の政府通貨準備預託機関としての法的根拠は正当なものであり、同年の通貨法改正による金本位基金と銀通貨準備の統合は、フィリピン通貨制度の変化に対する適切な対応であったというものである。⁽⁶⁵⁾

前述のライトが、「二つの通貨基金のもとで金為替本位制を維持する」というケメラの通貨制度論を支持していたのに対し、マッキンタイヤーは、「二つの通貨基金のもとでの変則的な金為替本位制の運用」というチャールズ・A・コナント (Charles A. Conant) 提案の信奉者であった。この意味で、一九一九〜二二年のフィリピン金融危機の背景には、通貨準備基金の運用ミスという行政上の欠陥のみならず、植民地フィリピンで導入された金為替本位制の維持をめぐる理論上の問題点があったことになる。

「島嶼地域担当局の金為替本位制に関する経験は合衆国のいかなる部局よりも豊富である」⁽⁶⁷⁾と豪語するマッキンタイヤーは、通貨準備基金の運用ミスは率直に認めるが、二つの通貨基金の統合が通貨制度上欠陥をもたらしたと考えることはなかった。しかし、マッキンタイヤーに代表される、こうした島嶼地域担当局の長年にわたるフィリピン通貨政策は、深刻化するフィリピン金融危機のまえに一大転換を余儀なくされたのである。一九二一年一〇月に総督に就任したレナード・ウッドは、就任直後から米国陸軍長官ジョン・W・ウィークス (John W. Weeks) とこの問題について手紙でやりとりをし、通貨政策立て直しのための方針を固めていった。⁽⁶⁸⁾そして一九二二年六月、フィリピン政府は法律第三〇五八号を制定し、通貨基金制度の再改正に踏み切ったのである。

一九二二年の通貨法再改正の要点はつぎの二点であつた。第一に、通貨準備基金が廃止されて、金本位基金が復活し、それとは別個に、財務省証券の一〇〇%の通貨準備として財務省証券基金 (Treasury Certificate Fund) が設けられたこと、第二に、金本位基金と財務省証券基金はマニラのフィリピン財務局に預託されるか、あるいは、総督がフィリピン財務局支局として指定したアメリカ連邦準備制度加盟銀行にのみ預託されることになつたことである。⁽⁶⁹⁾

かくしてこの法再改正は、「一九二二年コーツ報告」と「一九二二年ライト報告」が指摘した制度上の問題点や提言におおむねしたがつたものといえよう。すなわち、二つの通貨基金を別個に設け、フィリピンの通貨制度を本来のかたちの金為替本位制に復帰させた。そして、アメリカの連邦銀行法に抵触しないよう、フィリピン国立銀行を通貨基金預託機関から外したうえ、総督府による通貨基金管理体制を強化したのである。

四 統制委員会の廃止

ウッド政権下に展開されたフィリピン政府による通貨制度と国立銀行の再建策は、通貨法の再改正や国立銀行幹部の一連の逮捕にとどまらなかつた。前節で紹介した「一九二二年コーツ報告」でも触れられていたように、一九一九〜二二年の金融危機は、国立銀行や政府財務局の関係者数人による行為によって引き起こされたものではなく、フィリピン行政機構の中枢に位置する多数の政府高官がからんだ一大疑獄であつたからである(ただし、本稿の議論から明らかかなように、この金融危機に対しては、アメリカ本国の植民地管轄機関である島嶼地域担当局が

その責任の一半を負っていたが、この点についてアメリカ、フィリピン両政府関係者が公言することはなかった⁽⁷⁰⁾。このため総督ウッドは、後述のように、フィリピン政府金融機構の再建には、国立銀行経営陣と政界トップとの関係の改革が必須であると考えた。そして国立銀行経営陣と政界トップとの関係を国立銀行の組織機構上切断するためには、統制委員会（前出）の廃止が必要不可欠であると判断することになるのである。

そもそも統制委員会とは何であろうか。フィリピンでは、ハリソン政権時代にフィリピン国立銀行のほか、国营企業として、国家開発会社（National Development Company）、国家石炭会社（National Coal Company）、国家セメント会社（National Cement Company）が設立される一方、民間資本によって設立されたマニラ鉄道会社（Manila Railroad Company）も政府が買収した⁽⁷¹⁾。そして、これら政府系企業に対する政界関係者、とりわけフィリピン立法議会上下両院議長を務める、マヌエル・L・ケソン（Manuel L. Quezon）とセルヒオ・オスメーニャ（Sergio Osmeña）の影響力がしだいに強大となり、フィリピン立法議会では一九一八年に、総督とならんで上下両院議長が政府系企業や国立銀行の経営に対して直接的な発言権をもつことができる委員会（のちに統制委員会）の設立を認める法案を可決することになった。

前述のように一九一八年に通貨法が改正されたが、同時に一九一六年国立銀行法（法律第二六一二号）も法律第二七四七号によって改正された。法律第二六一二号では、同行の株式に付帯する議決権については、株式保有額に応じて株主に配分されると規定されていたが（第三一項⁽⁷²⁾）、法律第二七四七号では、第四項で「：フィリピン諸島政府が保有し統括する国立銀行の全株式に付帯する議決権は、総督、上院議長、下院議長で構成される委員会に排他的に付与される⁽⁷³⁾」という規定が新たに設けられた。さらに、一九二一年一月の法律第二九三八号では第四項が

再改正されて、「……フィリピン諸島政府が所有し統括する国立銀行の全株式に付帯する議決権は、総督、上院議長、下院議長で構成される委員会、すなわち『統制委員会』に排他的に付与される」となり、はじめて「統制委員会」という呼称が法律上登場した。

他方、マニラ鉄道会社の場合は、一九二〇年三月に法律第二九二三号が制定され、これにより、同社では、総督、上下両院議長が構成する委員会が議決権を保有することになった。さらに一九二三年三月には、法律第三〇六六号が制定され、会計検査院の国営企業会計検査に関する権限が縮小された。同法では、政府が主要株主である企業の会計検査に関しては、統制委員会の承認のもとで、会計検査官が同企業の代表を指名することが認められたのである。⁽⁷⁵⁾

このようにウッド政権下においても、政府系企業に対する統制委員会の権限の維持と拡大が続いたが、それはウッドの望むところではなかった。ウッドは総督就任まえに、「ウッド・フォーブス使節団」(Wood-Forbes Mission)の使節団長として報告書をまとめ、ハリソン政権下に設立された企業経営から早期に政府が撤退するよう勧告していた。⁽⁷⁶⁾ また、一九二二年一二月にフィリピン立法議会上下両院議長に宛てた声明でも、「政府はできるだけ迅速、かつ可能な限り企業経営から手を引き、もはやその経営に関わるべきではない。これは、「政府の」これまでの関与の大きさからみると、いうまでもなく、言うは易く行い難しである。そしてあなた方の誠意ある協力を得てはじめて成功裡に成し遂げられるであろう」、⁽⁷⁷⁾と述べている。

しかし、ウッドの政府系企業と国立銀行改革への道のりは決して平坦ではなかった。広く知られるように、総督ウッドのフィリピン統治政策は、前任者ハリソン総督在任期間に促進された政治・行政・経済分野におけるフィリ

ピン化政策に対して大なたを振るうものであり、それは、ハリソン政権下で勢力を拡大していったフィリピン政財界の利害と真つ向から対立したからである。ウッド総督とフィリピン立法議会の対立はその後一層深刻化し、一九二三年一〇月には、フィリピン立法議会上下両院がウッドの更迭を要求する決議をアメリカ政府に提出する事態にまで発展したことは、あまりに有名である。⁽⁷⁸⁾

このようにさまざまな抵抗に遭遇しながらも、ウッドは、「政府の企業活動からの撤退」をめざしてフィリピン政財界に揺さぶりをかけていく。そうしたなかで、ウッドは、政府系企業と国立銀行を改革するために、これら企業や銀行経営に対して絶大なる権力を保持する統制委員会を廃止し、改革遂行のプロセスから上下両院議長の干渉を排除することが肝要であるとの認識をもつにいたるのである。一九二二年八月にウッドが米国防軍長官ジョン・W・ウィークスに送ったつぎの書簡は、そうしたウッドの境地をつぶさに伝えている。

「：総督、上院議長、下院議長で構成される統制委員会もまた、「国立」銀行の状態についてなんの知識も持ち合わせておりません。こうした状態が長期にわたって続いてきたのです。重役会は、私が判断するかぎり、コーツ報告によつてすでに以前から予想されていた不健全な経営方法や状態を許容し、また彼ら自身が事例となつてそれを助長してきました。端的にいつて、状況は混沌としていて、政策は不健全で、政府による適切な統制が欠如しているのです。：支配人も重役も多くの株式を保有しておらず、彼らは自分自身の名声以外になんの関心ももっておりません。そして、あなたがご存知のように、事態の包括的かつ手堅い処理をとり行なうばかりでなく、政府がより深く事業に肩入れするのを回避するためには、強靱な統制力を発揮することが必要

とされてきたのです。…

これはあなたと私だけの話ですが、すでにお話したように、総督、上院議長、下院議長で構成される統制委員会は、総督に対して公平な機関ではありません。と申しますのは、フィリピンで何が起きようと、良きにつけ悪しきにつけ、その責任の大半は総督が負っており、また本国政府に対する責任はすべて総督に帰されております。統制委員会の委員の一人として総督は世論を代表しておりますが、ほかの二人の委員は立法議会上下両院の代表であり、当地における世論に対してほとんどその責任をもっており、また合衆国の世論に対してまったく責任を負うことはありません。こうしたことによつて、総督はきわめて不利な立場に置かれているのです。⁽⁷⁹⁾」

これに対して米国陸軍長官ウィークスは、以下のように応じたのである。

「…私は、現在設置されている統制委員会が総督に対し公平な機関でないというあなたの考えに賛成します。上下両院議長の承認を得なければ行政上執行できないというその他すべての法律は無分別なものであり、おそらく組織法に違反していると思われる。私は、こうした性格の規定が将来その他の法律に適用されないよう努力されんことを提言いたします。⁽⁸⁰⁾」

一九二二〜二六年にウッドは、政府系企業や国立銀行の構造改革をめぐつて、統制委員会委員である上下両院議

長の職にあつたケソンやオスメーニヤらとさまざまなかたちで意見調整を行なつていく⁽⁸¹⁾。しかし、結局、満足した結果が得られず、ついに一九二六年一月九日、ウッドは行政命令第三七号を発令し、つぎのように強権的に統制委員会廃止を布告するのである。

「フィリピン諸島総督府、一九二六年一月九日、マニラ

一九二六年一月七日に総督府は、米國司法長官の見解によつて追認された米國陸軍法務總監の見解を受諾した。それによると、フィリピン政府が株式を保有する企業に関連して、『統制委員会』もしくは『委員会』を創設しその諸義務と諸権限を規定した、フィリピン立法議會制定の諸法律の諸規定は無効である。これらの諸法律のその他の諸規定については有効である。上記の諸法律によつて上記の統制委員会に課された諸業務はその性格から行政上のものであり、行政的諸機能についての組織法の諸規定にしたがうべきものである。こうした行政上の諸業務や諸権限は、法律によつてとくに規定された場合以外に行使することはできない。

したがつて、ここに、上記の見解の権限のもとで、上記の『統制委員会』もしくは『委員会』によつてこれまで行使されてきた諸業務と諸権限は、本日以降、組織法によつて付与された行政的権限にしたがい総督によつてのみ行使される。

総督レナード・ウッド⁽⁸²⁾

このウッドの強権的発令をフィリピン立法議會議員や政府系企業および国立銀行のフィリピン経営陣がただちに

受け入れるわけはなかった。フィリピン政財界人はウッド総督の行政命令による統制委員会の廃止を認めず、国家石炭会社では、一九二六年一月下旬に上下両院議長がウッドに対して、重役会役員選出にあたり統制委員会を召集し、政府が保有する議決権の行使を求めた。重役会新役員選出のための株主特別総会が翌二月初旬に開催され、上下両院議長は出席したが、総督は代理人を派遣しただけであった。このため、同総会議長は総督代理人の投票権を認めず、同社の重役会新役員は、上下両院議長が投じた票によって決定されることになった。ウッドはこれを不服とし、国家石炭会社の重役会新役員を告訴したのである。⁸³⁾

他方、フィリピン国立銀行でも重役会役員問題をめぐって紛糾した。一九二六年一月に重役会役員一人から、同行の重役会役員九人のうち三人が役員としてふさわしくないとする総督の署名入りの請願書が提出された。翌年一月に株主特別総会が開催されると、総会には、同行の株式九四株を保有する個人株主二六人と、九万七三三二株を保有するフィリピン政府を代表した総督とが出席した。上下両院議長は総会に欠席したが、総督一人がフィリピン政府の代表として議決権を行使することはできないという主旨の手紙を送っていた。総会の議長を務めた同行総裁は、上下両院議長からの同意なくして総督が政府の議決権を行使することはできないとの考えから、総会は定数を満たしていないとして総会の解散を宣言した。その後、総督と二〇人の個人株主が残り、臨時に議長と書記を選出したうえ、上記三人を役員から更迭し、新たに三人の役員を選出した。その数日後に定例重役会議が開催されたが、同行総裁は新しく選出された役員を認めず、臨時総会で更迭された三人を引き続き役員として受け入れた。しかし、ウッドはこれに異議を唱えて、更迭した三人の役員を告訴したのである。⁸⁴⁾

この二つの訴訟のうち、前者の訴訟は、一般に「国家石炭会社訴訟」と呼ばれ、後者は「国立銀行訴訟」と呼ば

れた。いずれも一九二七年四月一日にフィリピン最高裁判所で判決が下され、ウッド総督の勝訴となった。⁽⁸⁵⁾ この二つの訴訟の最高裁判決はその全文が翌日の『マニラ・デイリー・ブレティン』(Manila Daily Bulletin)に掲載され、その社会的関心の高さを示している。

国家石炭会社訴訟判決(第二六九七九号)では、「法律第二七〇五号第四項は、法律第二八二二号第二項によって修正され、国家石炭会社の政府保有株式に付帯する議決権は上院議長と下院議長に付与されると規定されているが、これは憲法に違反しており無効である」との結論にいたっている。⁽⁸⁶⁾ 他方、国立銀行訴訟では、「政府保有の銀行株式に付帯する議決権は排他的に総督に付与されるという設立当初の定款は適法である。他方、違法に設置された統制委員会に議決権の移管を試みた修正法は、明確に廃棄するまでもなく、無効と認められる」との判決(第二七二二五号)が下された。⁽⁸⁷⁾ このようにフィリピン最高裁判所では総督府は全面的勝訴を勝ち取ったが、上院議長ケンらが合衆国連邦最高裁判所に上告したため、この二つの裁判の最終的決着は、合衆国連邦最高裁判所の判決まで持ち越されることになった。⁽⁸⁸⁾ フィリピン総督府は、翌一九二八年五月に合衆国連邦最高裁判所でも勝訴したが、⁽⁸⁹⁾すでにウッドは一九二七年八月に病死しており、この裁判の結末を知ることができなかつたのである。

結 び

本稿では、一九一九〜二二年におけるフィリピン金融危機に対するフィリピン政府の対処策を、元フィリピン国

立銀行総裁ベナンシオ・コンセプシオンの逮捕、フィリピン通貨法再改正をめぐる論議、そして統制委員会の廃止の三つの視点から議論した。これら三つの対処策は、いずれも一九二一年にフランシス・バートン・ハリソンに代わって、新たに総督の座についたレナード・ウッドのもとで展開されたものである。これらの諸政策は、第一に、政官財が癒着した構造のなかで形づくられたフィリピン国立銀行の腐敗した経営体質のもとで、通貨制度の原理に反して、同行ニューヨーク支店に預託されていた通貨準備基金が一次産品輸出関連業界への巨額融資に回されるという由々しき事態を生んだこと、そして第二に、こうした事態は、通貨法関連の規定が不備のまま国立銀行ニューヨーク支店にフィリピン政府の多額の通貨準備基金の大半が預託されことをその誘因としたことに対する強い反省のもとで断行されたこと、が明らかとなった。

国立銀行の融資をめぐる政官財の癒着や国立銀行ニューヨーク支店に預託された通貨準備基金の巨額融資への流用が、ハリソン総督期に一大金融危機の発生というかたちで露呈したため、この問題を扱ったこれまでの研究では、ハリソン総督期に促進されたフィリピン政府の行政機構や経済組織のフィリピン化の行き過ぎや失敗がこの金融危機を誘発したとする議論が主流であった。こうした議論にしたがうと、アメリカ植民地期のフィリピンを襲った最大の金融危機の原因は、フィリピン人がフィリピン諸島の政治・行政・経済機構を統括するだけの十分な自治能力をもちあわせていないにもかかわらず、ハリソン総督のもとでフィリピン化が促進されたため、それまでアメリカが徐々に作り上げてきたフィリピン政治・行政・経済制度が一挙に瓦解してしまったことに求められることになる。筆者は、本稿において、米国国立公文書館や米国議会図書館そしてアメリカ諸大学図書館所蔵の一次資料の渉獵を踏まえて、このような通説化したアメリカ植民地期フィリピン金融危機についての議論を再検討したところ、こ

うした通説には大きな問題があることが確認された。それは、一九一九〜二二年の金融危機は、通説とは異なり、フィリピン国立銀行、フィリピン人による立法議会、そして一次産品輸出産業関係者の間の、特権化し腐敗した三者関係だけがもたらしたものでなかったことである。通説のように、通貨基金の巨額融資への流用は、上記の政官財の腐敗構造がもたらしたことに相違ない。しかし、ここで指摘すべき重要なことは、通貨基金の巨額融資への未曾有の流用を可能にしたのは、フィリピン通貨制度の原理である金為替本位制に対する不十分な理解のもので行なわれた一九一八年の通貨法の再改正であり、また、同法による金本位基金と銀証券準備の通貨準備基金への統合であり、さらに、アメリカ連邦銀行法規定に反して、フィリピン国立銀行ニューヨーク支店に通貨準備基金の預託を認めたことであつた。ところで、二つの通貨基金を一つに統合する方針は、ワシントンの米国防軍省島嶼地域担当局がかねてから模索してきたものであり、その実現にあつては、島嶼地域担当局がフィリピン総督府と幾度も電報や手紙をやりとりしながら協議し、総督府が最終的に作成した案をフィリピン立法議会が可決したのである。

したがって、一九一九〜二二年の金融危機のひとつの原因が、フィリピン国立銀行経営をめぐる政官財の腐敗した癒着構造にあるとすれば、もう一つの原因は、ワシントンの米国防軍省島嶼地域担当局が立案した、金本位基金と銀証券準備の通貨準備基金への統合という、金為替本位制の維持に相反する政策の導入にあつたといえよう。この意味で、一九一九〜二二年の金融危機は、①米国防軍省島嶼地域担当局、②フィリピン総督府を頂点とするフィリピン行政機構、③フィリピン立法議会、④フィリピン国立銀行、そして⑤一次産品輸出産業関係者らがからんだ、アメリカのフィリピン植民地機構総体を土台とする一大疑獄であつたとみることができるのである。

注

- (1) Peter W. Stanley, *A Nation in the Making: The Philippines and the United States, 1899-1921*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1974, pp. 245-248.
- (2) この金融危機とフィリピンにおけるアメリカ植民地体制の形成との関連については、永野善子「フィリピン国立銀行の危機とその政治的帰結——一九一九〜二二年」、『東南アジア——歴史と文化』第三〇号（二〇〇一年六月）を参照。
- (3) George F. Luthringer, *The Gold-Exchange Standard in the Philippines*, Princeton: Princeton University Press, 1934, chap. V.
- (4) 永野善子「アメリカ植民地期のフィリピン通貨制度——金為替本位制のドル為替本位制への変質過程」、『人文学研究所報』（神奈川大学）第二六号（一九九三年三月）、二二〇頁。
- (5) Luthringer, *The Gold-Exchange Standard*, pp. 75-77.
- (6) 永野「アメリカ植民地期のフィリピン通貨制度」一五頁。
- (7) Luthringer, *The Gold-Exchange Standard*, chap. VII.
- (8) この点については、永野「フィリピン国立銀行の危機とその政治的帰結」第二節を参照。
- (9) 三つの未刊行報告書は以下のとおりである。Francis Coates, Jr., "Report of an Examination of the Philippine National Bank Manila, P. I. as of at Close of Business Nov. 30, 1919," United States National Archives, Record Group 350, Records of the Bureau of Insular Affairs (ズレ BIA ヲ参照), 6769-585A; ditto, "Report to the Honorable, the Secretary of War-United States of America, Washington, D.C., Covering an Investigation of the Operation in the Gold Standard Fund and the Certificate Reserve Fund of the Treasurer of the Philippine Islands in Connection with the Operations of the Philippine National Bank of the Philippine Islands (March 3, 1921)," BIA 6769-585A; ditto, "Report to the Secretary of War Containing Twenty-Nine Consecutively Folios & Signed Sheets (August 30, 1920)," BIA 22639-57 Confidential "B" File.
- (10) "Haskins & Sells Report of Examination of P.N.B. as of May 19, 1921, with 16 Exhibits," BIA 6769-708A.
- (11) Ben F. Wright, "Memorandum Concerning the Development of the Currency System of the Philippine Islands with Special Reference

to Existing Conditions and to the Philippine National Bank (August 1, 1921)." Library of Congress, Manuscript Division, Leonard Wood Papers, Box 219; Princeton University, Seeley G. Mudd Manuscript Library, Edwin W. Kemmerer Papers (フォルド Kemmerer Papers の巻記), Box 250.

- (12) Ben F. Wright, "Report on the Philippine National Bank Being A Summary of The Report of Francis Coates, Jr. as of November 30, 1919, The Report of Haskins and Sells as of May 19, 1921 and A Revaluation of the Bank's Assets as of June 30, 1922 by Special Bank Examiner Ben F. Wright and National Bank Examiner Leo H. Martin (November 20, 1922)." BIA 6769-720; Kemmerer Papers, Box 247.
- (13) 一九三三年二月のウッド総督の見解と一九三二年一月のライント報告の概略については、以下の掲載記事を参照。"Bank's Millions Dissipated," *Manila Daily Bulletin*, August 17, 1923; "Philippine National Bank Conditions Bared by Wood Message," *Manila Times*, August 19, 1923; "The Governor's Message on the Philippine National Bank," *Philippine Herald*, August 19, 1923; "An Orgy of Mismanagement: The Story of the Philippine National Bank," *Far Eastern Review* (September 1923), pp. 584-585, 615-620. BIA 6769A-80.
- (14) 永野善子「フィリピン植民地体制と金融——フィリピン国立銀行とエリート・ナショナリズム」神奈川大学人文研究所編『国家とエスニシティ——西欧世界から非西欧世界へ』勁草書房、一九九七年、二二三頁。
- (15) 永野「フィリピン国立銀行の危機とその政治的帰結」第三節。
- (16) コンセプションがここで「將軍」(General)と呼ばれるのは、彼がフィリピン革命期(一八九六―一九〇二)にビサヤ地方で独立革命軍に参加し、一八九九年にはマロロス議会議員などの要職を務めたためである。コンセプションの略歴については、Teodoro M. Kalaw, *Aide-de-Camp to Freedom*, trans. by Maria Kalaw Katigbak, Manila: Teodoro M. Kalaw Society, 1965, p. 109 を参照。
- (17) "[Translation] El Ideal, June 20, 1921, Manila." BIA 6769A-41.
- (18) "[Translation] La Vanguardia, Manila, June 24, 1921" BIA 6769A-39.
- (19) "[Translation] El Comercio, Manila, June 25, 1921" BIA 6769A-42.
- (20) 逮捕直後のコンセプションの弁明については、以下を参照。"General Venancio Concepcion Files Demurrer to First Complaint Against Him and Pleads Not Guilty to Second," *Manila Times*, July 10, 1921; "Fiscal Torres Replies to Demurrer Saying Facts in Case Constitute A Cause

- For Action Against Concepcion," *Manila Times*, July 11, 1921.
- (21) 同社と同社に対する国立銀行融資については、永野善子『フィリピン経済史研究——糖業資本と地主制』勁草書房、一九八六年、一〇八—一〇九頁、永野「フィリピン植民地体制と金融」二四九頁参照。
- (22) 一九一八年に改正された国立銀行法第三五項である。同条項は、同行が同行重役会役員もしくは同行支店の代理人への融資を禁止している。"Act No. 2747," *Official Gazette*, Vol. XVI, No. 12 (March 20, 1918), p.457.
- (23) "Decision of the Supreme Court [No. 18535, August 15, 1922]," *Official Gazette*, Vol. XXI, No. 86 (July 19, 1923), pp. 1543-1549, BIA Personnel File, Box 124.
- (24) 同社の概略については、永野「フィリピン植民地体制と金融」二五六頁を参照。
- (25) 国立銀行法第十七項は、同行の経営責任は重役会にあることを規定したものである。"Act No. 2747," p.455.
- (26) "Decision of the Supreme Court [No. 18536, September 11, 1922]," *Official Gazette*, Vol. XXI, No. 140 (November 22, 1923), pp. 2938-2945, BIA Personnel File, Box 124.
- (27) "Decision of the Supreme Court [No. 19190, November 29, 1922]," *Official Gazette*, Vol. XXI, No. 50 (April 26, 1923), pp. 914-916, BIA Personnel File, Box 124.
- (28) "Deposed Bank President, Leaving Prison, Plan Business Career," *Manila Bulletin*, June 10, 1925, BIA Personnel File, Box 124.
- (29) Venancio Concepcion, "*La Tragedia del Banco Nacional Filipino*," Manila, 1927.
- (30) この三社をはじめ、マニラ、セブ、宿務、麻輪出業者と国立銀行の過剰融資について詳しくは、永野「フィリピン植民地体制と金融」二三七—二四〇頁を参照。
- (31) Concepcion, "*La Tragedia del Banco Nacional Filipino*," pp. 23-27.
- (32) *Ibid.*, pp. 39-53.
- (33) *Ibid.*, pp. 91-107.
- (34) *Ibid.*, pp. 51-52.

- (35) D. R. Williams, *The United States and the Philippines*. Garden City, N.Y.: Doubleday, Page & Co., 1925, p. 168.
- (36) この六つの報告書とは、注(9)(10)(11)(12)で掲げた資料である。
- (37) 既存の研究でこの金融危機についてもっともすぐれた分析を行なったルースリンガールの研究では、コーツ報告一点とライト報告一点を引用してゐる。Luthinger, *The Gold-Exchange Standard*, chap. VII. ホリソン総督時代のフィリピン国立銀行の放漫経営について議論したピーター・スタンレーは、コーツ報告一点のみを扱つてゐる。Stanley, *A Nation in the Making*, chap. 9. マイケル・オノラートのウッド・フォーブス使節団の研究では、コーツ報告一点とライト報告一点のみが引用されてゐる。Michael P. Onorato, *A Brief Review of American Interest in Philippine Development and Other Essays*. Berkeley: McCutchan Publishing Corp., 1968; ditto. *Leonard Wood and the Philippine Cabinet Crisis of 1923*. Marikina: J.C. Palabay Enterprises, Inc., 1988.
- (38) Coates, "Report to the Honorable, the Secretary of War-United States of America, Washington, D.C., Covering an Investigation of the Operation in the Gold Standard Fund and the Certificate Reserve Fund of the Treasurer of the Philippine Islands" (コーツ報告, 1921年)と(註記): Wright, "Memorandum Concerning the Development of the Currency System of the Philippine Islands" (ワイト報告, 1921年)。
- (39) Coates, 1921, p. 2.
- (40) *Administrative Code of the Philippines of 1917*. Washington: Government Printing Office, 1918, p. 178.
- (41) Luthinger, *The Gold-Exchange Standard*, p. 97; "Act No. 2603." *Official Gazette*, Vol. XIV, No. 8 (February 23, 1916), p. 440.
- (42) Coates, 1921, p. 27.
- (43) *The Federal Reserve Act (Approved December 23, 1913), as Amended August 4, 1914, August 15, 1914, March 3, 1915, September 7, 1916, June 21, 1917*. Washington: Government Printing Office, 1917, p. 30.
- (44) Coates, 1921, p. 7.
- (45) "Act No. 2612." *Official Gazette*, Vol. XIV, No. 24 (June 14, 1916), p. 1100.
- (46) Coates, 1921, p. 4.

- (47) "Act No. 2776," *Official Gazette*, Vol. XVI, No. 22 (May 29, 1918), p. 880.
- (48) Coates, 1921, p. 25. 以下は同書『Luthringer, *The Gold-Exchange Standard*, p. 100 をも参照。
- (49) Coates, 1921, pp. 47-55.
- (50) *Ibid.*, pp. 60-62.
- (51) *Ibid.*, p. 101.
- (52) Wright, 1921.
- (53) *Ibid.*, pp. 2-4.
- (54) *Ibid.*, pp. 5-13.
- (55) *Ibid.*, p. 26.
- (56) *Ibid.*, pp. 13-15.
- (57) *Ibid.*, pp. 15-16.
- (58) 永野「アメリカ植民地期のフィリピン通貨制度」二五頁、永野善子「フィリピン政府農業銀行（一九〇八〜一六）の設立とその運営——地主偏重型融資への道」『マシマ研究』第四〇巻第四号（一九九四年七月）、一一頁。
- (59) Wright, 1921, p. 25; "Act No. 2939," *Official Gazette*, Vol. XIX, No. 28 (March 5, 1921), p. 602.
- (60) Wright, 1921, pp. 25, 27.
- (61) *Ibid.*, p. 27. ケンメラーの提言書は文庫の文庫にあり。Edwin W. Kemmerer, "Memorandum Concerning Certain Proposals for Currency Legislation in the Philippine Islands Submitted to the Speaker of the Philippine Assembly (January 12, 1918)," BIA 808-452A.
- (62) Wright, 1921, pp. 43-44.
- (63) Library of Congress, Manuscript Division, Francis Burton Harrison Papers, Boxes 33-36.
- (64) この点については一九一四〜一八年にフィリピン総督府と島嶼地域担当局との間で交わされた電報や手紙、その他文書を参照。BIA 808-374 ~ 808-452A.

- (65) McIntyre to Baker, May 10, 1919, BIA 6769-252; McIntyre to Harrison, August 1, 1919, BIA 6769-306 After: McIntyre to Harrison, August 12, 1920, BIA 6769-494 After: McIntyre to Harrison, September 18, 1920, BIA 808-470; McIntyre to Harrison, September 30, 1920, BIA 6769-525; Frank McIntyre, "Memorandum: On Mr. Francis Coates, Jr. Report on Gold Standard Fund and the Certificate Reserve Fund of the Treasurer of the Philippine Islands submitted to the Secretary of War on March 3, 1921 (March 28, 1921)." BIA 6769 585-A With: McIntyre to Coates, April 5, 1921, BIA 6769-585-A With: McIntyre to Wood, December 28, 1922, BIA 808-579 After: Frank McIntyre, "Currency System in the Philippine Islands (April 27, 1923)." BIA 808-585 With: Frank McIntyre's memo, May 26, 1925, BIA 808-595 せふ。せふ、ロミンカンマニヤの整理について BIA Personnel File, Box 408 を参照。
- (66) 下記の二項を参考として、下記を参照。Charles A. Conant, "Proposed Changes in the Monetary Law of the Philippines Islands (October 27, 1914)." BIA 808-393-A; Philippine National Library, Manuscript Division, Manuel L. Quezon Papers, Series IV, Subject File, Box 50.
- (67) McIntyre to Baker, May 10, 1919, BIA 6769-252.
- (68) Wood to Weeks, November 29, 1921, BIA 808-545; Wood to Weeks, December 18, 1922, BIA 808-557; Weeks to Wood, January 30, 1922, BIA 808-557; Wood to Weeks, February 24, 1923, BIA 808-582.
- (69) "Act No. 3058," *Official Gazette*, Vol. XX, No 87 (July 22, 1922), pp.1543-1548.
- (70) その詳しい理由については、永野「フィリピン国立銀行の組織と政治的帰趨」第二章を参照。
- (71) W. Cameron Forbes, *The Philippine Islands*. Boston: Houghton Mifflin Co., 1928, Vol. II, pp. 265-266; Teodoro A. Agoncillo and Milagros C. Guerrero, *History of the Filipino People*. Quezon City: R. P. Garcia Publishing Co., 1973, p. 352. 下記の国史文庫の資料を参照して、下記の「*フィリピン経済史*」Jose P. Apostol, *The Economic Policy of the Philippine Government: Ownership and Operation of Business*, Manila: University of the Philippines, 1927, chaps. VIII & IX.
- (72) "Act No. 2612," p. 1101.
- (73) "Act No. 2747," p.453.
- (74) "Act No. 2938," *Official Gazette*, Vol. XIX, No.27 (March 3, 1921), p.574.

- (75) Forbes, *The Philippine Islands*, Vol. II, p.266.
- (76) *Report of the Special Mission on Investigation to the Philippine Islands*, Manila: Bureau of Printing, 1921, p.23.
- (77) *Annual Report of the Governor General of the Philippines Islands: 1921*, Manila: Bureau of Printing, 1922, p.1.
- (78) Agoncillo and Guerrero, *History of the Filipino People*, pp.366-368.
- (79) Wood to Weeks, August 31, 1922, BIA 6769-710.
- (80) Weeks to Wood, October 18, 1922, BIA6769-710.
- (81) Apostol, *The Economic Policy of the Philippine Government*, chap. X.
- (82) *Annual Report of the Governor General of the Philippine Islands: 1926*, Washington: Government Printing Office, 1928, p. 36.
- (83) "Text of Supreme Court Decision in Bank and Coal Company Cases," *Manila Daily Bulletin*, April 2, 1927.
- (84) *Ibid.*: "Decision of Supreme Court [No. 27225, April, 1927]." *Official Gazette*, Vol. XXV, No.67 (June 4, 1927), pp. 1489, BIA 6769-79.
- (85) 「國家右派の社説論」等 "The Government of the Philippine Islands vs.Milton F. Springer et al., No. 26979"と「他方「国立銀行訴訟」等 "The Government of the Philippine Islands vs. Gregorio Agoncillo et al., No. 2725)"と「トビヤとヤレ判決が下された。
- (86) "Text of Supreme Court Decision ...," *Manila Daily Bulletin*, April 2, 1927; Forbes, *The Philippine Islands*, Vol. II, p.267.
- (87) "Text of Supreme Court Decision ...," *Manila Daily Bulletin*, April 2, 1927; Forbes, *The Philippine Islands*, Vol. II, p.266.
- (88) "U.S. Tribunal Will Review Court Ruling," *Manila Bulletin*, April 5, 1927, BIA 6769-790-C.
- (89) Agoncillo and Guerrero, *History of the Filipino People*, p.368; Frank Hindman Colay, *Face of Empire: United States-Philippine Relations, 1898-1946*, Manila: Ateneo de Manila University Press, 1998, p.275.